申請書類等作成時の注意事項

○提出時期の目安は、承認申請書は処分予定時期の３か月前、報告書は２か月前となります。

○補助建物の一部を処分する場合は、補助面積・補助金額欄の上段（）内に全体の補助面積・補助金額を、下段に当該処分に係る補助面積・補助金額を記入してください。
その際、補助金額は補助面積に対する処分対象面積の按分により算出してください。
千円未満の端数が出る場合は、適宜様式を修正し、一円単位まで記載してください。（一円未満切り捨て）

○「１　処分の内容」に記載した内容が確認できる資料が添付されていること、また、添付資料の内容と齟齬がないことを御確認の上、提出してください。

○「２　経過及び及び処分の理由」欄には、下記の事項について記述してください。
・国庫補助を受けた後、財産処分手続を行うまでの経過及び財産処分が必要な理由
・（通知３(1)③の場合）他の国庫補助事業を行うこと、他の国庫補助事業を行うにあたり補助建物の取壊しが必要となった理由
・（通知４(1)④または通知４(1)⑤の場合）ア及びイの要件を満たしていること
・（担保設定の場合）抵当権が実行された場合は、国庫納付を要することを学校法人等が認識していること

国庫補助金額について

○国庫納付金額の計算方法は、以下のとおりです。

【譲渡の場合】無償譲渡の場合には①、有償譲渡の場合には①、②のうち廉価な方を国庫納付金額とする（一円未満切り捨て）

①処分する建物の補助金相当額

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{補助面積}} \times \frac{\text{処分制限期間}-\text{経過年数}}{\text{処分制限期間}}$$

②譲渡額に係る補助金相当額

$$\text{譲渡金額} \times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{譲渡面積}} \times \text{補助率}$$

【貸与の場合】無償貸与の場合には①、有償貸与の場合には①、②のうち廉価な方を国庫納付金額とする（一円未満切り捨て）

①貸与期間に係る補助金相当額

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{補助面積}} \times \frac{\text{貸与期間}}{\text{処分制限期間}}$$

②貸与額に係る補助金相当額

$$\text{貸与額総額} \times \frac{\text{処分面積}}{\text{貸与面積}} \times \text{補助率}$$

【上記以外の処分の場合】

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{補助面積}} \times \frac{\text{処分制限期間} - \text{経過年数}}{\text{処分制限期間}}$$